

審議会等の会議の概要の記録

会 議 の 名 称	令和6年度第1回甲州市行政改革推進委員会
開 催 日 時	令和5年5月23日(木)午前10時30分から午前11時58分
開 催 場 所	甲州市役所本庁舎 地下1階 地下第一会議室
議 題	(1)デジタル田園都市国家構想交付金活用事業の検証について (2)今年度のスケジュールについて (3)実施計画の変更について (4)令和5年度実施計画検証結果(案)について
出 席 委 員	萩原智志委員、小俣多美子委員、木下みどり委員、佐藤多賀子委員、 塩島和美委員、田邊康仁委員、松山典嗣委員、丸山正次委員(会長) (五十音順)
会議の公開又は 非公開の区分	公開
会議を一部公開 又は非公開とし た場合の理由	
傍 聴 人 の 数	0人
審 議 概 要	別紙のとおり
事務局に係る事項	出席者 政策秘書課4名(前田課長、廣瀬リーダー、佐藤、水上)
そ の 他	

第1回甲州市行政改革推進委員会 審議概要

内容	次第に基づき以下のとおり進められた。
1 開会	○事務局(廣瀬L) ※開会の辞
2 会長あいさつ	○会長 農作業忙しいところお集まりいただいた。委員の皆さんは、昨年からの継続になるため、やっていくことはご承知いただいていると思うが、今回はデジタル田園都市国家構想に関する事業の件がある。よろしく願いたい。
3 議事	(1)デジタル田園都市国家構想交付金活用事業の検証について
(1) デジタル田園都市国家構想交付金活用事業の検証について	○会長 それでは次第に基づき進める。(1)「デジタル田園都市国家構想交付金活用事業の検証」について事務局から説明をお願いする。 ○事務局(佐藤) 行政改革の取組項目でもある「窓口サービスの向上」及び「デジタル技術を活用した業務効率化」に関連し、『何度も書かない窓口』実現のため、今年度より異動受付支援システムを導入している。これはデジタル田園都市国家構想交付金を活用した事業であり、すでに国から採択を受けているが、その推進体制構築において利用者の視点で意見をいただける場が必要である。行政改革の一環であることから、この行政改革推進委員会にて事業の検証を行っていただきたい。所管課から事業についての説明をさせていただく。 ○所管課(総務課:武井 L) ※資料に基づき、異動受付支援システムについて次のとおり説明 ・異動受付支援システムの概要 ・導入の経緯 ・導入によって得られる効果 ○所管課(市民課:村松 L) ※資料に基づき、マイナンバーカードを利用した戸籍証明書コンビニ交付事業について次のとおり説明 ・戸籍証明書コンビニ交付事業の概要 ・今後の導入工程 ・導入によって見込まれる効果 成果指標について、2025 年度末まで毎年フォローアップをし、本委員会へ報告する。 ○事務局(佐藤) 委員の皆様には、システム導入に関し、よりよく運用するためのご意見を頂戴したい。 ○会長 新たにデジ田構想で入れたのが最初の窓口一本化。マイナンバーカードの使える範囲を拡大した事業がコンビニ交付。それについて意見が必要ということでしょうか。 ○所管課(市民課:村松 L) はい。 ○会長 では、ご意見・ご質問あるか。

○委員

コンビニ交付について、全国どのコンビニでも取得可能か。

○所管課(市民課:村松 L)

全国のローソン、セブンイレブン、ファミリーマートで取得可能。

○委員

手数料はどうか。

○所管課(市民課:村松 L)

手数料については現在検討中である。すでに運用している住民票と印鑑証明書を例にすると、それぞれ窓口交付は 300 円、コンビニ交付は 200 円である。戸籍の証明書は、窓口交付で 450 円、戸籍の附表は 300 円。所管課としては、マイナンバーカードの利用促進につなげたいので、住民票等と同様に窓口交付よりコンビニ交付の手数を減額することも検討している。

○会長

手数料については全国一律なのか。

○所管課(市民課:村松 L)

窓口交付の手数は法で定められた標準的な金額があり、それをもとに条例で定めている。マイナンバーカードを利用したコンビニ交付については、法の定めはなく、市町村ごとに条例で定めているため、自治体によって金額は異なる。

○委員

自分も印鑑証明書や住民票をコンビニで取得したことがある。必要な時に市役所の窓口に来るのは面倒だったので便利。戸籍も取得できるようになれば非常に良いかと思う。しかし、高齢者などにはわかりづらく、難しいかもしれないとも感じた。

○所管課(市民課:村松 L)

自分で機械を操作して取得するのが難しいという方もいると思う。市役所内にもコンビニに設置されているものと同様のマルチコピー機が設置されている。窓口に住民票等を取得に来た方には、マイナンバーカードを持っているか確認し、持っていない方も使い方がわからないという方には、一緒にマルチコピー機を操作しながらやってみると「案外簡単だね」という声もいただく。なかなかデジタルに馴染めない方にも、そうやってお手伝いしながら慣れてもらえるよう対応している。

○会長

今の話のように、窓口に来た方にもマイナンバーカードを持っていればこうやって使える、と市役所のほうから伝えていくのは良いと思う。コンビニに行かなければ、となってしまうと、高齢者にはやはり難しいと思う。窓口に来てもらえるよ、というのを市役所からも伝えてほしい。

○委員

大和の場合、コンビニがなくなってしまう、色んな手続きで困ることがある。勝沼もだが、今後支所で手続き全てが完結できるようなシステムが導入されるか。そういうシステムを望んでいる。

○所管課(市民課:村松 L)

コンビニ交付の話でよろしいか。

○委員

いえ、各支所へ手続きに行くと、これは本庁へというのが時々ある。そういうのがなくなり、すべて支所で用事が済むようにはならないのか。話が逸れて申し訳ないが。

○所管課(市民課:村松 L)

所管であるコンビニ交付について話をさせていただくと、勝沼支所は目の前にローソンがある。大和支所は、セブンイレブンが先日なくなってしまい、コンビニ交付が出来るマルチコピー機も支所には設置していないため、利用できない状況ではある。

○所管課(総務課:武井 L)

異動受付支援システムについては、現在本庁の市民課では端末 3 台で対応している。各支所にも本年秋を目途に設置する予定である。

○委員

戸籍の交付について、複数枚で割り印がされて交付されるような場合、コンビニ交付ではどういう形で交付されるのか。

○所管課(市民課:村松 L)

住民票も同様であり、例えば 1 世帯 5 人家族であれば複数枚になる。その場合は、1/5、2/5 という形で、総ページ数に対して何枚目と表記される。1 枚ごと印刷されるが、必ずしも留めなくてもよいという決まりになっている。本庁舎に設置のマルチコピー機であれば、ホッチキスも置いてあるので、留めたい方は使っていただきたいと案内している。ただ、複数枚をばらしてしまうと証明書としては無効となってしまうため、気を付けてほしいというご案内もしている。

○委員

資料の帳票一覧に証明書交付申請書も入っているが、交付申請も一緒にできるのか。

○所管課(総務課:武井 L)

異動受付支援システムの説明資料にある 35 帳票のことかと思う。これは各課にヒアリングし、異動を伴う手続き、出生、死亡、転入出届出等の際に届出と一緒に必要なことが多い帳票を確認した結果、システムから出せるようにした帳票の一覧である。コンビニ交付とは別のことになる。

○委員

今の話の中だと、全体にヒアリングしたということだが、例えば転入届に伴う水道開栓といった手続きもあるかと思うが一覧には入っていない。今後そういったものにも広がっていくのか。

○所管課(総務課:武井 L)

はい。上下水道課にも当初ヒアリングを行った。不払いや閉栓の手続きなど、システムで出すのではなく、直接窓口で話しながら行いたいという希望があった。そういったことも踏まえ、市民課で一括して出せる書類については、現在この一覧にある 35 帳票となっている。今後の利用状況を鑑みる中で、また各担当課と打ち合わせをし、できればこの帳票も増やしていきたいと考えている。

○委員

この帳票を使ったとしても、実際はその課へ寄って確認の上手続きをするということか。

○所管課(総務課:武井 L)

仰るとおりである。

(2) 今年度のスケジュールについて	○委員 それであれば、広げれば広げただけ利便性が高まると思う。 ○会長 一覧の 35 帳票というのは、内部的な帳票も入っているのか。市民が書くもののみか。 ○所管課(総務課:武井 L) 市民が届出もしくは申請書で住所氏名等を書く書類のみである。 ○委員 この関連で言うと、総合窓口の考えはなかったか。その窓口に行けば、すべての手続きが終わる、というような話はまだまだ先か。 ○所管課(市民課:村松 L) 以前は総合窓口という考えもあったようである。例えば死亡された方のご家族が手続きに来た際は、各担当部署で必要な書類を事前に確認しファイリングするなど、各課の窓口へ行く必要はあるが、総合窓口を設置せずともスムーズに手続きできる形をとっている。 ○委員 この異動受付支援システムは、異動に伴う手続きを支援するもの。そうなると、異動のない市民の手続きは従来と変わらないということか。市民全体が便利になるものかと思っていたが、そうではないように感じる。 ○所管課(市民課:村松 L) 資料の帳票一覧については、異動を伴うものは、例えば子ども連れの方や高齢者が何度も住所氏名を書かなくてもよいようにしている。その他に、異動を伴わず市民課で出せる証明書、住民票、印鑑証明書などの申請書も含まれている。 ○会長 今された質問は、異動に伴ったときのみなのか、それとも異動が伴わない場合も証明書が必要なときは対応可能かというのが、この資料だと少しわかりづらいということ。 ○所管課(市民課:村松 L) 異動が伴わないものも対応可能である。 ○会長 率直な感想として、導入前後で待機時間はそれほど変わっていないように感じる。確認を求めなければならない場合もあるし、必要書類によって違ってくると思うが。 ○所管課(市民課:村松 L) 導入前後の時間を比較した資料について、人によって必要書類は多少異なるが『1 人世帯が転入した場合』という条件を一律にして測定している。 ○会長 ほかにご意見は。ないようであれば、委員会としては、こういった取り組みは頑張っていたきたい、ということである。 (2) 今年度のスケジュールについて ○会長 続いて、(2) 今年度のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。 ○事務局(佐藤) ※資料に基づき、今年度のスケジュールについて説明。
--------------------	---

(3)実施計画の変更について(報告)	○会長 ご意見、ご質問あるか。なければ、委員の方々には、6月7日までが事務局へのご意見等の締め切りとのことなので、お願いしたい。 (3)実施計画の変更について(報告) ○会長 続いて、(3)実施計画の変更について、事務局から説明をお願いする。 ○事務局(佐藤) ※資料に基づき、甲州市新行財政改革大綱実施計画変更理由について説明。 それでは、資料3-1をお願いする。 こちらは甲州市新行財政改革大綱実施計画 変更理由である。新行財政改革大綱を策定する際に、実施計画について基本的には、年度の検証を行う際に、実行力を高められるよう、必要に応じて計画自体の見直しを行うこととしている。 この度、実施計画の検証にあたり、所管する5課から実施計画について、変更の申し出があり、その内容についてまとめたものが資料3-1である。今年度のスケジュールにも記載しているが、5月13日に行った行政改革推進本部会議、庁内の会議だか、その会議において承認いただいたので報告する。 それでは、資料3-2の検証結果(案)をご覧くださいながら変更理由について、説明させていただきます。変更前を青字に、変更後を赤字に記載している。 まず、資料3-2の検証結果(案)では11頁をお願いする。通番10「マイナンバーカードの普及促進」についての取組。『総務省において、マイナンバーカードの普及率を示す基準として、死亡、有効期限切れ等による廃止分を含んだ交付率を公表していたが、より実態に即す基準として廃止分を除いた保有枚数率が公表されることとなったため。』という理由により、「目標」欄の2箇所につき「交付率」を「保有枚数率」に変更する内容となっている。 次に、33頁 通番27「公営企業会計・特別会計の健全運営(後期高齢者医療保険事業)」についての取組。『近年の滞納繰越分において、長期的な滞納が少なくなっている傾向にあること、また、これにより収納率が上昇している状況から鑑み、更なる収納率の向上が見込まれることから、目標値を上方修正したいため。』との理由から、「目標値」の令和8年度を「37.0%」から「50.0%」に変更し、また、『目標指標における年度別の目標値及び実績値を表記することで、進捗状況をより明確化するため。』という理由から、目標指標である滞納繰越分収納率の「年度別目標値」及び「年度別実績値」を新規追加し、各年度の年度別目標値を記載の通り追加するものとする。 次に、37頁 通番29「公営企業会計・特別会計の健全運営(水道事業①)」についての取組。『水道事業と簡易水道事業が統合されたことにより、水道料金の原価割れが生じており、昨今の物価高騰を受け、また基金残高を加味する中で協議した結果、水道料金の改定の工程を見直したため。』との理由から、「工程表」の内容5段目、令和6年度の「検討」を「審議会」に、令和7年度の「アセットマネジメントの高度化」を「改定」に、令和8年度の「審議会準備」を「検討」に変更する内容となっている。 次に、39頁 通番31「公営企業会計・特別会計の健全運営(下水道事業①)」についての取組。『国からの通知により、経営戦略の新規項目が追加となり、工程を見直す必要が
---------------------------	---

	出たため。』との理由から、「工程表」内容1段目、令和6年度の「見直し予定」を「調査・準備・見直し」に、令和7年度「検証・実施」を「見直し」に変更する内容となっている。 次に、40頁 通番32「公営企業会計・特別会計の健全運営(下水道事業②)」についての取組。『前述の経営戦略の見直しに合わせ、原価割れが生じている下水道料金につき、物価高騰等の情勢及び経営状況に鑑み協議した結果、下水道料金の改定時期を見直したため。』との理由から、「工程表」内容4段目、令和5年度「検証」を削除し、令和6年度の「改定」を「調査・準備」に変更し、令和7年度に「検証」を追加し、令和8年度「検証」を「改定」に変更する内容となっている。 次に、41頁 通番33「公営企業会計・特別会計の健全運営(病院事業)」についての取組。『前年度、委員よりご指摘いただき検討した結果、目標指標における年度別の目標値及び実績値を表記することで、進捗状況をより明確化するため。』との理由から、目標指標である経常収支比率の「年度別目標値」及び「年度別実績値」を新規追加し、各年度の年度別目標値を記載の通り追加するものとする。 次に、52頁 通番42「人材育成体制の構築」についての取組。『国においては、令和 5 年 9 月に人材育成基本方針策定指針の改正策定指針が示されたことを受け、本市の方針についても令和 6 年度に策定(改正)作業に入りたいと考えているため。』という理由により、「工程表」の「内容」1段目、令和4年度の「策定」と令和5年度の「推進」を「調査研究」に、令和6年度の「推進」を「策定」に変更するという内容になっている。 次に、53頁 通番43「研修制度の充実」についての取組。『新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが 5 類になったこともあり、令和 5 年度において 70 課程延べ 828 人が研修を受講し、設定した目標値を達成できたことから、目標を上方修正したいため。』との理由により、目標値の「令和8年度」を「60 課程延べ 400 人」から「70 課程延べ 970 人」に変更するという内容になっている。 最後に、55頁 通番45「職員アイデア募集制度の活用」についての取組。『採用には至らなかったが、参考等として事業に活かしているアイデア数を明記することで、当該制度の効果をより明確化できるため。』との理由から、「年度別目標値」及び「年度別実績値」の職員アイデア募集 応募数・採用数の後ろに括弧書きで「参考等数」を加えるという内容になっている。 以上、実施計画書の変更について、事務局より報告をさせていただいた。 ○会長 この後、事業全体の評価の説明があるため、こちらは計画の変更があったものについての限定的な説明である。ここだけ聞いてすぐにというのは難しいと思うので、全体の評価の段であわせてご意見、ご質問等受けるようにする。 (4)令和 5 年度実施計画検証結果(案)について (4)令和 5 年度実施計画検証結果(案)について ○会長 続いて、(4)令和 5 年度実施計画検証結果案について、事務局から説明をお願いします。 ○事務局(佐藤) ※検証結果(案)の内容説明の前提として、次について説明 ・令和 5 年度検証結果(案)の作成過程 ・検証結果の様式
--	--

・全体の進捗状況

※検証結果(案)の内容については、進捗状況が「5 最終目標達成」の1件、「4 各年度目標を超える進捗」の5件、「2 進捗不十分」の6件の取組項目について、各課の取組概要を説明した。

—進捗状況 5(最終目標達成)—

①18頁、通番16「個別事業(大和福祉センターの廃止)」という取組。

令和5年度末をもって「大和福祉センターの廃止」が決定し、目標が達成されたため。

—進捗状況 4(各年度目標を超える進捗)—

①23頁、通番21「ふるさと納税の推進」という取組。年度別目標値を超える年度別実績値であったため。

②33頁、通番27「公営企業会計・特別会計の健全経営(後期高齢者医療保険事業)」という取組。目標値を超える年度別実績値であったため。

③35頁、通番28「公営企業会計・特別会計の健全経営(介護保険事業)」という取組。目標値を超える年度別実績値であったため。

④38頁、通番30「公営企業会計・特別会計の健全経営(水道事業②)」という取組。年度別目標値を超える年度別実績値であったため。

⑤53頁、通番43「研修制度の充実」という取組。目標値を超える年度別実績値であったため。

—進捗状況 2(進捗不十分)—

①25頁、通番22「収納率の維持・向上(市税)」という取組。「市税収納率が年度別目標値に到達しない見込み」であるため。次期に向けての取組方針としては、「ダイレクト納付などのキャッシュレス納付の利用を促進すること、新たな滞納者を増加させないため、現年度分を中心に組織的な滞納整理の進行管理に取り組むこと、オンライン預金調査・差押システムを活用し、より迅速に滞納処分業務を行い、収納率の向上を図ること」などである。

②30頁、通番25「公営企業会計・特別会計の健全経営(国民健康保険事業①)」という取組。「国民健康保険税収納率が年度別目標値に到達しない見込み」であるため。次期に向けての取組方針としては「庁内関係課で連携し、滞納対策実施要領に沿って短期資格者証を交付することや生活状況調査等を行い、新たな滞納繰越額を発生させないように取り組むこと」などである。

③32頁、通番26「公営企業会計・特別会計の健全経営(国民健康保険事業②)」という取組。「新型コロナウイルス感染症の蔓延防止措置として一定期間、各委託医療機関において積極的な特定保健指導ができなかったことにより、保健指導実施率が低下」したため。次期に向けての取組方針としては、「第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画に基づき、計画的に保健事業を実施し事業評価をすることで、着実に生活習慣病の早期発見と重症化予防に取り組んでいきます」となっている。

④37頁、通番29「公営企業会計・特別会計の健全経営(水道事業①)」という取組。「浄水施設の経年による機器や施設等の更新が必要となったため、工程表の通りに達成することが出来なかった」ため。次期に向けての取組方針としては、「今後も施設の問題点を洗い出し、出来るところから修繕や更新工事を行い、安全安心な水の供給をしていきます。広域化については引き続き県の検討会議に参加しつつ、近隣市町村と協議する場を

設け検討していきます。経営戦略の見直しを実施する中で、水安全計画及び耐震診断については、老朽化した機器や施設等の更新時期等を見直し、計画の検討・策定等の時期を再検討していきます。」としている。

⑤41頁、通番33「公営企業会計・特別会計の健全経営(勝沼病院事業)」という取組。「勝沼病院の今後の運営の方向性の決定や、国から策定を求められている経営強化プランの内容を追記した甲州市地域医療基本計画を策定しましたが、経営健全のための指数である経常収支比率は目標値に達し」なかったため、次期に向けての取組方針としては、「かかりつけ医として地域に密着し、勝沼病院の病床機能を最大限有効活用することで、高齢者の在宅医療を支える後方支援病院として医療と介護の連携推進の一役を担います。さらに、近隣の医療機関および介護施設との連携や機能分化を図ることで、限られた医療資源を有効的に機能させる仕組みについて検討します。また、本市の医療ニーズを的確に把握し、より持続可能な医療提供体制の確立を目指し引き続き検討を進めます。」としている。

⑥47頁、通番38「区・組等コミュニティ組織の強化」につきまして、「自治会加入率について、区・組による声掛けなどの加入促進は行っているものの、加入率は低下し」たとの理由から「進捗不十分」としている。これについての次期に向けての取組方針としては、「地区ごとの総会等にて、区・組等の在り方や役割について聴取を行い、改善策を検討します。」としている。

全庁的な取組であるため、曖昧な回答を避けるため、ご質問等については、基本的には各所管課へ確認する形をとらせていただく。時間の関係で全体の説明は行わなかったが、委員の皆様には全体を通してご意見をいただきたい。また、この場でなくとも、事務局へメール等で送っていただければと考えている。

○会長

項目が多いため、一部の説明であったが、委員の方々からは全体に渡ってご意見、ご質問いただきたい。

○委員

45 頁、通番 36 について、いまいちピンと来ない。もう少し掘り下げが必要と感じる。市民ニーズの把握について、年度計画には市長への手紙やメール等 ICT の活用とあるが、取組状況には実施したと書かれていない。情報共有は出来たのかもしれないが、市民ニーズの把握はどうなのか。ワークショップやパブリックコメントの実施などもされているのか。検証が不十分に感じる。

○会長

実施内容として、市長への手紙や市民懇話会、ワークショップ等どのくらい開いているのか数字があれば、順調に実施されている根拠になるのでは。

○前田課長

政策秘書課が主導課のためお答えする。市長との懇話会は令和 4 年 11 月に 3 箇所で開催した。市長への手紙については、秘書担当に一括で来たメールを所管課へ割り振り、およそ 1 週間以内に対応するようにしている。随時来ているものであり、通数の集計は行っていない。進捗管理をもっとわかりやすく修正する。

市民ニーズの把握については、全課が関係課となる。子育て部門、福祉部門、その他各課で実施している委員会などもある。全体的な進捗状況の表記になるよう対応する。

○会長

市民ニーズの把握について、進捗がどうかというのはわかりづらくて難しい。大変だと思うが、表記の仕方を検討してほしい。

○委員

41 頁、通番 33 の病院事業について、昨今、働き方改革で医師の当直という時間外が多すぎてシフトが難しいという問題もある。その辺はいかがか。

○前田課長

勝沼病院については、山梨厚生会へ指定管理に出しており、今年度で指定管理期間が 4 期目の 5 年目で満了となる。勝沼病院と大藤診療所について、令和 2 年からコンサルに依頼し、公立病院の経営改革も行ってきた。来年度以降の運営については、また山梨厚生会が指定管理者制度でやっていただけるのかを協議中である。難しいようであれば市の直営あるいは廃止という議論もあるが、市としては、公立病院の運営は行っていきたいと考えている。こちらの進捗状況についても、順次お知らせしていく。

○会長

取組状況には、公立病院の検討会を発足させたという状況。検討会の結論はいつまでに出すのかというところ。今日の新聞にも載っていたが、病院経営はコロナ禍で良くなったが、今年度はそれがなくなりどうなるのか、という問題もある。

○委員

ここにある項目とは少しずれるかもしれないが、19 頁通番 17 の観光交流施設の管理運営について。市で管理している観光交流施設については、この資料にあるとおりだと思うが、観光というのは施設だけではない。大和町について、先細りしているような感覚がある。観光とは、まち全体である。

勝沼であれば、ぶどうなどの果物がある。文化財かもしれないが施設もある。自然資源もある。富士山などは世界遺産であるが、あれは文化遺産。自然資源というのは、世界なるとかや日本なるとかにならなくても、自然的な資源が大和町にはたくさんある。笹子トンネルからこちらの甲州街道、そこから登っていくと景德院、栖雲寺があったり、登山家が多く来る。

先日の県民の日には、私は御坂峠のあたりにいたのだが、終点の駐車場のあたりに不法投棄がみられた。観光客なのか誰が持ってきたのかわからないが、たまには市でも見に行してほしい。市外からも多く訪れる良い観光資源なので、もっと大事にしてほしい。そこには水道施設もあるが、それも壊れたままである。

市での対応が手が回らないというなら、近くに住む市民の方でもいいので、モニター制度のような形で、年間お願いをして交通費くらいを出して地域を見回ってもらうようなものはどうか。見回って何かあれば環境課なりに連絡して対処してもらうように出来たら良いのではと思う。先ほども話のあった、市民の声が反映されているかわからないといった課題も少し改善できるのでは。

○会長

意見ということ。観光資源モニターあるいは環境モニターというのか。そういう形で市民ニーズという気持ちがあるのだと思う。こういったご意見があることは、観光課か所管課へ伝えていただきたい。

○事務局(廣瀬 L)

不法投棄であれば環境課。自然資源の活用の話を受けて、大和支所や関連部署へ意見はお伝えする。

○丸山会長

他にはいかがか。

○委員

4 頁、通番 4 の中学校の再編について、令和 4 年に勝沼中と大和中が統合という形になっているが、3 年生は確かにスクールバスで勝沼中へ通っているが、1、2 年生は塩山中へ行っている生徒が多い。資料の現状の記載が違うのではないか。

○事務局(廣瀬 L)

具体的にはどの記載か。

○委員

「大和中学校と勝沼中学校を令和 4 年 4 月に統合し」という部分。こういう記載だと、大和中も勝沼中もずっと継続していくような印象を受ける。しかし、実際には塩山中へ行く生徒が多い。実際とは違っているのでは。

○前田課長

こちらの行財政改革大綱は令和 4 年度より検証を行っているもの。この大綱を策定した際は、まだ勝沼中と大和中は統合する前であったため、策定時の現状と課題ということでこのような記載になっている。ご理解いただきたい。

○丸山会長

進捗状況も順調ではないのではないかと、ということか。

○委員

この記載だと、大和中へ通っていた生徒は、勝沼中へ皆行っているような印象を受ける。現実と即していない部分があるのでは。実際は、塩山中に行っている生徒が多い。

○丸山会長

選べるというようになったのではなかったか。

○委員

印象として大和中の生徒は勝沼中へ通っているという印象を受ける可能性がある。どうにかしたほうがいいのか。

○事務局(廣瀬 L)

自分は異動前に教育委員会にいたため実情を把握している。委員が仰るように、大和町地域のお子様が塩山中学校へ通っているという事例はある。しかしそれは、やりたい部活動が勝沼中にはなく塩山中にあるという場合が多い。また、地理的にも甲斐大和駅から塩山駅まで電車で通学できる、という面もある。

○委員

確かに部活動で学校を選ぶケースは多い。昔と違って、今はどうしても地域の中学校へ、という意識ではないような印象である。

○会長

ほかにご意見等いかがか。

○委員

9 頁、通番 8 について、国保特定検診の受付をやまなしくらしねっとで行ってみた。すぐ

4 その他 5 閉会	く便利であると感じた。 ○委員 民生委員をしているが、オンライン化が進むと高齢者には使いこなせないものも出てくる。例えば 33 頁、通番 27 の後期高齢者医療保険事業の収納率の向上のためにキャッシュレス決済などの導入とあるが、高齢者に対して果たして効果的か疑問もある。また、オンライン化に関しては、セキュリティの問題についても不安がある。 ○事務局(廣瀬 L) ご不安については所管課へお伝えする。 ○会長 時間の関係もあるので、このあたりで終了する。この委員会のあとでも、事務局にご意見等お伝えいただければと思う。 以上で議事を終わる。長時間お疲れさまでした。ご協力ありがとうございました。 ○事務局(佐藤) ※第 2 回委員会の日程と事務連絡 ○事務局(廣瀬L) ※閉会の辞
備考	